TEL CO 03(6402)9555

FAX 03(6402)9556

URL http://www.kojimaz.jp E-Mail h-kojima@kojimaz.jp

# Minute News

## 小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5 階

### 離婚の前後で不動産を贈与した場合の課税関係

今回離婚に伴い不動産を譲渡しようと思いますが、離婚前に譲渡するのと、離婚に伴い財 産分与の形で譲渡するのと、税務上何か違いあるのでしょうか?

## 解說

不動産の譲渡をした場合、贈与税や所得税以外にも不動産取得税や登録免許税など一定の税 金が課されますが、譲渡のタイミングが離婚の前と後ではかなり変わります。

#### 離婚前に不動産を譲渡した場合

- ①贈与税・・・基本的に**贈与税の対象**となります。ただし、基礎控除 110 万円および贈 与税の配偶者控除の適用を受けると2110万円までは無税となります。
- ②譲渡所得税・・・課税されません。
- ③不動産取得税・・・課税されます。
- ④登録免許税・・・課税されます。

#### 2. 離婚後に不動産を譲渡した場合

- ①贈与税・・・離婚に伴う財産分与は、基本的に贈与税はかかりません。
- ②譲渡所得税・・・取得価格より時価が高い場合は、不動産を譲渡した方に課税されます。 ただし、居住用の場合、3000万円控除などの適用を受けられます。
- ③不動産取得税・・・課税されません。
- ④登録免許税・・・課税されます。

### 3. まとめ

	離婚前(贈与)	離婚後(財産分与)
贈与税	課税	課税されない
譲渡所得税	課税されない	課税
不動産取得税	課税	課税されない
登録免許税	課税	課税

### 要するに…

不動産を譲渡する場合、離婚前と離婚後で課税関係が変わります。譲渡の対象となる不動産 が値上がりしているかどうかどうかがポイントとなります。 もし値上がりしていなければ、 雛婚後に譲渡したほうが有利となります。